

○東京藝術大学音楽学部教務委員会要項

〔平成20年2月7日〕  
制 定

改正 平成25年10月24日 平成27年3月26日

平成31年3月28日

(設置)

第1条 東京藝術大学音楽学部(大学院音楽研究科を含む。)に教務関係の重要事項を審議するため音楽学部教務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 この要項は、委員会の組織及び運営の方法その他必要な事項について定めることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 音楽学部副学部長

(2) 教授会構成員で、作曲、声楽、オペラ、ピアノ、オルガン、弦楽、管打楽、室内楽、古楽、指揮、邦楽、楽理、音楽教育、ソルフェージュ、音楽文芸及び音楽環境創造の専攻等から選出された者 各1名

(3) 教授会構成員で演奏芸術センターから選出された者 1名

(任期)

第4条 前条第2号及び第3号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 教育課程の編成及び授業計画に関すること。

(2) 専門科目、教養科目、外国語科目、自由科目等の実施に関すること。

(3) 試験、履修及び単位認定に関すること。

(4) 学生の履修指導に関すること。

(5) 教職に関する科目及び教育実習に関すること。

(6) 音楽学部特別講座に関すること。

(7) その他教務に関すること。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第3条第2号に規定する委員の中から互選により選出する。

2 委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回限りとする。

第7条 委員長は、会議を招集して議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数

のときは委員長の決するところによる。

- 3 委員会は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第9条 専門の事項を検討するため必要があるときは、委員会に、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会において定める

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、音楽学部教務係において処理する。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成20年2月7日から施行する。
- 2 この要項施行の際、現に教務委員長である者の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとし、再任はできないこととする。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。